

平成 18 年度 第 1 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

- 1 日 時 平成 18 年 (2 0 0 6 年) 4 月 1 9 日 (月) 9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
- 2 場 所 現地調査 : 飯田市南信濃、静岡県浜松市
南信濃老人福祉センター大会議室
- 3 内 容 現地調査
議事
(1) 一般国道 4 7 4 号三遠南信自動車道青崩峠道路に関する環境影響評価方法書について
(2) その他
- 4 出席委員 (五十音順)
梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
富 樫 均
中 村 寛 志
- 5 欠席委員 (五十音順)
佐 倉 保 夫
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
中 村 浩 志
野 見 山 哲 生
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

平成 18 年 6 月 21 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

【南信濃老人福祉センター駐車場において】

1 開 会

事務局（長野県生活環境部地球環境チーム 白井）

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成18年度第1回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます長野県生活環境部地球環境チームの白井厚隆です。

よろしく願いいたします。

現地調査に入ります前に御報告申し上げます。

この4月18日付けで新たにお一人の方に本委員会の委員として御委嘱申し上げましたので御紹介いたします。信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター長の、中村寛志委員です。御専門の分野は動物・生態系、昆虫類でございます。

中村（寛）委員

中村です。よろしく願いします。

事務局（地球環境チーム 白井）

中村委員の就任により、本委員会の委員数は現在14名となっております。

続きまして本日の欠席委員の御報告を申し上げます。

佐倉委員、佐藤委員、塩田委員、信州大学教育学部の中村委員、野見山委員、花里委員が都合により御欠席という御報告をいただいております。

技術委員会の委員14名に対しまして現在の出席者8名ということで、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この委員会は公開で行われ会議録も公表されます。本日の現地調査において、移動の車から降りていただいた場所での説明や質疑についても、委員会の議事の内容として記録されることとなります。

会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

したがいまして、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、現地調査に入らせていただきますが、亀山委員長にひとことごあいさつをいただき、続けて現地調査の進行をお願いいたします。

2 あいさつ、日程説明等

亀山委員長

おはようございます。皆さん御苦勞様でございます。これから現地調査を行います。今日は天気がちょっと思わしくないようございますけれども、なんとか昼までもってくれればと思っております。事故の無いように現地調査を進めていきたいと思っておりますので皆様の御協力をお願いいたします。

それでは事務局から今日の日程について御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（生活環境部地球環境チーム 宮尾）

地球環境チーム環境審査ユニットリーダーの宮尾徹でございます。この4月に県の組織改正がございまして、環境自然保護課から地球環境チームへ係ごと異動いたしました。メンバーは事務局につきましては引き続きまして同じメンバーで担当しておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路案件の現地調査を含めた委員会ということですが、現地調査に先立ちまして事業者の方を御紹介申し上げます。

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所の皆様方でございます。それから、方法書作成受託者の大日本コンサルタント株式会社 の皆様でございます。

それでは自己紹介をお願いします。

事業者（国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所）

飯田国道事務所の尾出でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、建設監督官の鈴木と申します。お世話になります。

飯田国道事務所の専門員としてこの業務の窓口を担当する大崎と申します。よろしくお願いいたします。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント株式会社）

おはようございます。大日本コンサルタントで方法書を担当しております、高松と申します。よろしくお願いいたします。

同じく現地調査を担当しております高島と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

それでは、事務局から本日の日程等について御説明をさせていただきます。

これより、青崩峠を中心に現地調査を行いまして、概ね12時頃にはこの場所の川を挟んだ西側にある道の駅の「かぐらの湯」で昼食となります。

その後、12時40分頃には「かぐらの湯」を出まして、この老人福祉センターの方へ移動していただきます。

そして、13時頃から、2階の大会議室で会議を開催したいと思います。

会議の終了の予定は、お帰りの時間もありますので15時30分頃には終了とさせていただきたいと思っております。

なお、現地調査の配車につきましては、先程お配りしております資料の一番末尾にございます配車表のとおりでございます。そちらの欄の19日の現地調査という欄を御覧いただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。この欄にはそれぞれの車の名前が入っておりますので、そちらの方へお乗りをいただきたいと思います。

その配車表の中で特にわかりにくいのが、そちらの「宝くじ号」と書いてあるのは「下伊那のcommons車」です。それからこちらの車が「長野のcommons車」でございます。同じcommons車でもそれぞれ違いますのでお乗り間違えのないようにお願いします。下伊那と長野というそれぞれのcommons車でございます。それでお乗りいただいて、事業者の車を先頭に移動をしていただくという形になります。車の順番もその表の末尾に書いてありますのでその順番で移動していただければと思います。

非常に狭くて交互通行しかできないようなところ、それから落石のあるようなところなどございますので、安全にくれぐれも留意してお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

亀山委員長

それでは次に、事業者から現地調査の行程と事業の概要について御説明いただきます。よろしく願いします。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

本日の現地視察でございますが、この場所を9時半に出発いたしまして、兵越峠を通りまして静岡県側から152号を通りまして青崩峠の頂上へ向かいます。頂上から長野県側を御覧いただきまして、またそのルートを戻りまして、長野県側の民宿島畑さんのところへ行きまして、そこから静岡県方面を御覧いただきます。その後、かぐらの湯へ戻って昼食、午後1時からこの場所で会議ということになります。

事業の概要について補足させていただきます。お手元にお配りいたしました資料1の「青崩峠道路現場視察会案内」という図面を御覧いただきたいと思います。当該事業の対象事業実施区域が青色の線で、図面の中央に表示されております。地形条件などからこの道路は県境付近をほとんどがトンネル構造で通過することが想定されております。これらの場所につきまして、先程申し上げました頂上及び民宿島畑さんからその状況を現地で御覧いただきたいと思います。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

ありがとうございました。それでは、順次車の方にお移りいただきましてこれから現地調査となりますのでよろしくお願いいたします。

【青崩峠頂上付近にて】

事務局（地球環境チーム 宮尾）

これから説明になりますのでお願いします。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

現在ここから見えますのが静岡県、長野県の県境に位置する青崩峠です。現在長野県方面を御覧いただいております。この箇所から西へ1kmの幅の範囲が対象事業の実施区域の予定でございます。冒頭に申し上げましたが地形条件からこの峠の左側部分のほとんどの区間がトンネルになる予定でございます。現地の概略の位置でございますが、正面に見えます山の奥にあるのが此田（このた）の集落でございます。その左側の山の斜面、切り立った岩がございます。これが八重河内西山でございます。この谷の概ね左側の山の中をトンネルで通過することが想定されております。

梅崎委員

この2番というのは、その写真のどの辺りになるのでしょうか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）
此田の集落の谷の左側付近でございます。

亀山委員長
八重河内西山というのはどの範囲をいうのですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）
ちょうど正面の切り立った岩肌の周辺になります。

事務局（地球環境チーム 宮尾）
山がおりてきている、向こう側に回り込んだ辺りですかね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）
そうです。

事務局（地球環境チーム 宮尾）
見えてる範囲はみんなトンネルで抜けていくんですね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）
そうです。

亀山委員長
トンネルは、換気塔は立てないんですね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）
現在のところ設置の予定はございません。

事務局（地球環境チーム 臼井）
他に御質問のある方いらっしゃいますか。

事務局（地球環境チーム 宮尾）
中央構造線はどの辺ですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）
中央構造線はこの谷の右側です。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント 高島）
陰に露頭といわれている断層が見えることは見えますが、小さくてここからでは確認できません。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

トンネルの位置ってこの谷底からしてどのくらい上とか、イメージ的に何か。もっと下ですか、谷底より下ですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

はい。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

谷底より下ですって、トンネルの位置は。だいぶ下ですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

ボーリング等で深さを確認したところで概ね600mでございます。

亀山委員長

600というのは標高ですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

いいえ、地盤高から600m以上下に下がった辺りにトンネル位置が計画されています。

片谷委員

路面の高さも600mくらいですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

水窪側の高さは概ね標高700m弱ですね。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

その辺を割と水平に抜いていくのですね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

静岡県側については、標高で概ね700m弱の高さ、長野県側が概ね600m弱の高さで考えています。

事務局（地球環境チーム 白井）

他、質問よろしいですか。よろしいようでしたら、ちょっと若干時間が押しておりますので、これで先程の場所まで戻っていただけますか。

【民宿島畑の付近にて】

事業者（飯田国道事務所 尾出）

この付近が長野県側の坑口を計画している場所です。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

高架みたいな感じで、橋梁があって・・・？

事業者（飯田国道事務所 尾出）

構造については今後検討します。対象事業の中心が概ねこの辺りということですよ。

亀山委員長

またトンネルに入るのですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

具体的には決まっていますが、切土・盛土を組み合わせたいと考えています。

亀山委員長

ずっと明かり部で行くわけですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

その方向で考えています。

亀山委員長

このお宅の、かなり上のところを通るのですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

そうです。

亀山委員長

近いのですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

ニュアンスが難しいですが比較的近いです。

亀山委員長

この辺の保全対象のお宅は、あと何軒あるのですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

対象事業実施区域はまだ1kmの幅で考えていますが、この範囲でいきますと島畑さんと此田の集落も対象となります。

亀山委員長

この段階でも避けられるものはなるべく避けていった方がいいと思いますので、影響の出そうところは路線をもう少し振るような工夫をなさった方がいいですね。

中村（寛）委員

トンネル出たあとの橋梁の桁の部分、あれはどの辺になるんですか。影響を及ぼすようなところになるのでしょうか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

具体的には道路の構造については検討中でございます。例えば橋梁の長さによっては川に橋脚が入る場合も考えられます。ただ、今そこまで具体的に決まってございませんので、今後、準備書作成段階において具体的な構造を踏まえた影響評価を進める方向で考えています。

中村（寛）委員

そうすると、工事によって川の水質がちょっと変わるとかそういうことも考えられる・・・？

事業者（飯田国道事務所 尾出）

川の中の工事想定して水質の環境要素を選定しております。ただし、それに対しても一般的な対策で対応可能ということです。

亀山委員長

概ね、どの辺の高さを通りそうなんですか？

事業者（飯田国道事務所 尾出）

具体的には、方法書の段階では決めていません。

亀山委員長

おおよそというと10mとか20mとか・・・。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

非常に崩れやすい地形地質ということもあり、今後こうした部分を含め検討してまいりたいと思います。

亀山委員長

まだ細かくはわからないのだけど、そこの岩の上くらいですね。

大塚委員

いずれにしてもトンネルを開けるのではなくて、トンネルから出てきて、この尾根の上を行くんですね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

そのような方向で考えています。

亀山委員長

ここはこのままでしょ。ピアを立てるか何かをして。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

ピアの必要性などについては今後の検討になります。

亀山委員長

谷はいじらないで、上を通るのですね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

そうです。

大塚委員

例えば、工事車両が入ってくる時に、この部分はどういう形が考えられるんですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

先行して仮栈橋などを造ることも想定されます。

亀山委員長

トンネルを掘るためには、工事用道路が必要ですね。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

工事工程により橋梁を施工後、これを利用したトンネル掘削する場合や、栈橋を施工してトンネルから掘削する場合など様々ですので今後検討します。工事用道路としてこの川を、栈橋型式ですとか、橋梁道路を使うとか考えられます。

亀山委員長

トンネルの坑口部分の工事のヤードはかなりたくさん使うのではないかな。こちら側にも相当用意しないとイケないのではないですか。

事業者（飯田国道事務所 尾出）

トンネルの施工ヤードにつきましても、今後、具体的な構造位置等を決定してまいります。

事務局（地球環境チーム 臼井）

何か御質問ありますか。なければ、昼食会場の方へ移動をお願いします。

(南信濃老人福祉センター会議室にて)

事務局 (地球環境チーム 白井)

午前中の現地調査に続きまして、会議を行います。

亀山委員長、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは、議題(1)でございますが、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路に関する環境影響評価方法書について、事務局から経過説明をお願い致します。

事務局 (地球環境チーム 宮尾)

地球環境チームの宮尾でございます。

事務局から、経過説明をさせていただきます。

環境影響評価方法書につきましては、長野県環境影響評価条例に基づきまして、本年1月31日付けで事業者から提出がございました。そして、2月13日に公告をし、3月13日までの1か月間縦覧が行われました。

その間、2月23日には、「方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者」からの意見書が、1件提出されておりまして、資料3としてその写しを資料に添付してございます。

事務局からは以上でございます。

亀山委員長

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願い致します。

それでは、無いようでございますので、事業者から、環境影響評価方法書の内容について御説明をお願い致します。

事業者 (国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出)

飯田国道事務所の尾出でございます。よろしく申し上げます。

まず、お手元の資料といたしまして、「環境影響評価方法書の概要」資料の2と「一般国道474号三遠南信自動車道(青崩峠道路)環境影響評価方法書説明資料」...これはパワーポイントのアウトプットでございますが...それをもとに、このスクリーンの方で説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(パワーポイントで説明)

まず「三遠南信自動車道の概要」でございます。三遠南信自動車道につきましては、長野県飯田市から静岡県浜松市三ヶ日町に至る約100kmの高規格幹線道路でございます。南信地域、東三河、遠州地域を有機的に結び、東名高速道路、第二東名高速(道路)、中央自動車道と連結して中央横断自動車道を代替するネットワークを構築する道路でございます。また、今回の環境影響評価を実施する部分につきましては、静岡県、長野県境に位置する青崩峠道路の6キロ区間でございます。これが現地を上空からの写真で見た図でございます。この黒い線が県境でございます。黄色いラインが対象事業実施区域の線でございます。さきほど現地で見ただきましたのがこのポイントでございます。

ここから北側、長野県側をご覧いただいたところでございます。そこから移動しまして、民宿島畑さんの位置が概ねこの辺になります。ここから南の方をご覧いただいたということになりまして、概ね、事業としましては6キロでございますが、ほとんどが山の中のトンネル構造が想定されています。続きまして、これが長野県側の上空から静岡県側を見た図でございます。152号と南信濃水窪線ですね、兵越峠。ちょうど先ほどの青崩峠をここでご覧いただきました。ちょうど青崩峠道路の西側を通過するという対象事業実施区域でございます。この環境影響評価につきましては、先程、事務局からも御説明がありましたとおり、長野県環境影響評価条例に基づきまして自動車専用道路の新築ということで、この条項で対応して、環境影響評価を実施してまいります。規格・延長につきましては2車線の道路で約6kmでございます。内、長野県側は約3kmでございます。これまで、事業実施、環境影響評価実施に際しまして青崩峠道路懇談会という組織で、有識者、地域の方々からなる懇談会で、事業者と共に、皆さんと一緒にこの青崩峠道路の計画に対する提言をとりまとめてまいりました。それと平行いたしまして青崩峠道路地質検討委員会、道路施工検討委員会、環境影響評価技術検討委員会を組織し、これらの検討結果を踏まえまして、環境影響評価を実施しているところでございます。これらの事業につきましては、環境影響評価が完了後、測量、設計、用地幅杭設置、用地調査、用地買収、工事、というかたちで事業を進めてまいります。環境影響評価につきましては事後調査等も必要に応じて実施する予定でございます。

それでは、方法書について御説明します。

「事業の内容」：対象事業、自動車専用道路の新設、対象事業実施区域につきましては、長野県飯田市南信濃から静岡県浜松市水窪町。車線数は2（車線）、道路延長は3km。道路の規格でございますが、1種第4級、設計速度は60km。計画交通量は平成42年の推計で4300台。主な連結施設といたしましては小嵐インターチェンジ、水窪北インターチェンジを想定しています。

「対象事業実施区域」：対象事業実施区域につきましては、事業による一連の改変性の可能性のある範囲といたしまして設定しております。この中には仮設道路や建設作業のための仮設工事等も含まれた範囲を想定しております。方法書の段階では幅1kmの幅で対象事業実施区域を設定しております。この県境から長野県側の方が今回の対象事業実施区域でございます。

「調査対象地域と調査区域」：事業の実施により影響が生じる可能性のある地域の調査を実施する範囲が調査区域と考えておりまして、これにつきましては、幅7.5km、延長13kmの中の長野県の範囲を想定しております。また、そのうち、それらに関連して行政の計画などにおける地域関係の位置付けを整理・把握するために実施する文献等の調査の範囲につきましては、調査対象地域といたしまして、この図面で申し上げますと青色のハッチでございますね...飯田市南信濃及び天龍村の範囲を調査対象地域としております。

「対象事業実施区域及びその周辺の概況」：社会的な状況といたしまして、人口、産業、交通、土地利用、施設等の分布状況、水域の利用、環境整備、関係法令による指定・規制等の社会的状況及び自然的状況といたしまして、気象、河川、湖沼、地下水、地形、地質、土壌、重要な地形・地質、動物、植物、生態系、景観、文化財、人と自然の触れ合い活動の場の分布状況、生活環境の状況などを把握しております。

「人口及び産業の状況」：地域は先ほど申しました飯田市南信濃、天龍村でございます。面積が約206km²の南信濃、110km²の天龍村でございます。人口密度につきましては南信濃村はkm²当たり12人、天龍村はkm²当たり20人となっております。人口動態につきましては、南信濃村、天龍村につきましても、平成2年、平成7年と下降傾向を示しています。産業別就業人口でございますが、南信濃につきましては、全体に比べて1次産業の比率が低くなっています。1次産業が2.8%、2次産業が48.7、3次産業が48.4。下伊那郡の天龍村の方では、1次産業が12.5、2次産業42.7、3次産業44.7と、長野県と全体とが同じような数字になってございます。

「交通の状況」：152号及び418号が通過しております。その各々の交通量でございますが、152号につきましては1日当たり551台です。418号につきましては1071台となっております。県境部分は先程見ていただいたとおり152号につきましては通行不能区間となっております。

「土地利用の状況」：調査区域は山林の割合が多い状況になっておりまして、対象事業実施区域は、針葉樹林、広葉樹林がある林地等によって占められております。4番目としていたしまして、環境保全について配慮が必要な施設は対象事業実施区域及び調査区域については分布してございません。

「水域の利用状況」：図の中の取水源につきましては、簡易水道の取水地で、河川、井戸、湧水等の施設がありまして、取水源として湧水が多く利用されておる状況でございます。この図中の薄いブルーが湧水、紫色が伏流水、青色が表流水、というかたちで取水利用されております。

「環境整備の状況」：上水道につきましては、南信濃が88.5%、天龍村が77.3%、下水道につきましては南信濃が67.1%、天龍村が75.2%という数値となっております。下水道の普及率につきましては、長野県全体と比べ、当該地域は低い状況となっております。

「法令による指定及び規制等の状況」：ピンク色の部分が「指定・規制等地域が対象事業実施区域及び調査区域に含まれるもの」といたしまして、環境基本法の大気・土壤汚染、水質汚濁防止法の上乗せ排水基準、森林法、砂防法、地すべり防止法、それを包含するかたちで「指定・規制等地域が調査区域に含まれるもの」といたしまして、文化財保護法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律でございます。「指定・規制等地域が含まれないもの」として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律まで、当該地域にはこのような指定が掛かっている状況でございます。

「法令による指定及び規制等の状況の(2)」：大気・土壤汚染に係る環境基準の指定及び水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定につきましては、対象事業実施区域及び調査区域全体に適用されております。森林法でございますが、対象事業実施区域の大部分は土砂流出防備保安林に指定されております。砂防法の関係でございますが、小嵐川沿いに砂防指定地があります。これは4番の数字、赤いハッチングのところ、これが小嵐川に砂防指定地がございます。5番目の地すべり防止法の関係の地域でございますが、此田地滑りが分布してございます。6番の文化財保護法でございますが、青崩峠道路が南信濃村で指定の史跡に指定されています。また7番目、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の場所につきましては、ここの紫色の部分でございます、調査地域に分布している状

況でございます。

「気象の状況」：南信濃地域気象観測所において経年的に気象の観測が行われております。年の平均気温は12度で、夏に降水が多く、冬の積雪はそれほど多くない状況となっております。

「水象・地象の状況」：対象事業実施区域には長野県側に、小嵐川、梶谷川、八重河内川、遠山川が流れております。地形・地質につきましては環境庁自然環境保全基礎調査のすぐれた自然（地形・地質・自然現象）として選定されました中央構造線、赤い線でございますが、南北に走っている状況でございます。

「動植物の状況」：調査区域にはスズタケ・ブナ群などのすぐれた自然植物群落や、赤石山脈の自然植生などの特定植物群落が分布しております。また、動物の主要な生息地としまして、（図の）上の方にありますが、野生生物の生息地として南アルプスが挙げられております。

「生態系の状況」：想定される動植物の分布状況及び地形ですとか、標高、植生等の状況に基づきまして、地域を特徴付ける生態系の区分を行いました。調査区域の生態系につきましては、山地の広葉樹林、赤石山脈の尾根部の長野側、熊伏山の自然林、青崩峠の北部山麓、小嵐川の渓谷、長野側の河畔、あと植林山地、これら7つの生態系の区分を行いました。注目種等につきましては、上位種の観点から、ワシタカ類、フクロウ類、オコジョ、テン、イタチが、典型性の観点から徘徊性水性昆虫群、湿潤な林床に生育する植物群が、特殊性の観点からクロツバメシジミ等が挙げられます。

「景観・文化財の状況」：主要な景観資源として、八重河内西山の岩壁、兵越峠の節理、あと主要な眺望点といたしまして、青崩峠等がございます。文化財といたしましては、遠山川流域に重要無形民俗文化財であります遠山の霜月祭が点在しております。青崩峠道路につきましては、先程申しましたが史跡文化財になってございます。

「触れ合い活動の場」：調査地域には山間部特有の熊伏山登山道や、青崩峠から兵越峠までの遊歩道などがあり、自然と触れ合える環境が広域に存在しております。また、無形文化財の此田神楽、あと農業体験、様々な触れ合いの活動の場などが存在しております。

「大気質・水質等の状況」：大気質につきましては飯田市合同庁舎が一番近傍で、そこで測定がされております。振動、騒音、低周波音、悪臭につきましては調査区域では測定・観測等々が行われておりません。水質につきましては、調査区域に最も近傍といたしまして遠山川の折立橋で水質測定が行われております。地下水につきましては、地下水水質（調査）が継続的に行われている井戸はございません。土壤汚染につきましては、調査対象地域には過去に土壤汚染が問題化した土地、施設はございません。鉱山跡地が実施区域の対岸側にありまして、実施区域は鉱山跡地を通過しないこととなっております。また地盤沈下でございますが、長野県内では諏訪湖周辺以外では地盤沈下の調査は行われていない状況でございます。

続きまして環境影響評価の項目でございます。まず凡例でございますが、 につきましては「環境影

響評価を詳細に実施する項目」、 つきましては「環境影響評価を標準的に実施する項目」、 つきましては「別項目で調査、予測、評価を実施する項目」、 つきましては「一般的な対策で対応する項目」等々で記載されております。まず「工事による影響」につきましては、粉じん、騒音、振動、一部水質、地形・地質、植物、動物、生態系、触れ合い活動の場などが選定されています。「存在・供用による影響」につきましては、環境基準項目、騒音、振動、低周波音、水象、地形・地質、日照障害、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場と廃棄物が選定されております。この中で選定されていない、悪臭、土壌汚染、地盤沈下につきまして、まず悪臭につきましては、対象事業実施区域には悪臭を発生する施設計画が無いとともに、「土地造成」等の建設機械の稼働や「自動車交通の発生」などにより著しい悪臭を生じさせることは懸念されないため選定してございません。土壌汚染につきましては、対象事業実施区域が天龍ニッケル鉱山跡地を通過せず、河川を挟んで反対側に位置することから、新たな汚染は発生しないと考えられ、その他の汚染源も確認されていないため、選定してございません。地盤沈下につきましては、対象事業実施区域及びその周辺には地盤沈下を生じやすい軟弱地盤帯が分布しないため選定しない状況でございます。

続きまして「調査、予測方法及び評価の手法」でございます。大気質、騒音、低周波、日照、廃棄物につきましては定量的な分析を行い評価を実施してまいります。水象、地形・地質、動物・植物・生態系、景観、人と自然の触れ合いの場につきましては定量的な判断が難しいため専門家の御意見を参考としながら、評価を実施してまいります。評価につきましては、事業者により実施可能な範囲内での環境保全措置を講じ、回避又は低減が図られているかどうかを検討するということと、法的な基準に適合するか検討することとしております。

以上で方法書の概要の説明を終わらせていただきます。

亀山委員長

ありがとうございました。環境影響評価の方法書の内容につきまして御説明をいただいたわけですが、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

議事録をとる関係で、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

片谷委員

片谷でございます。

今、御説明いただいた概要で、要点は理解できましたのですが、特にこの方法書の中で重要な位置を占める、現地調査の調査地点とか調査期間の選定について、方法書には記載されているんですが、どういう観点でどのようにお決めになったのかということについて、要点を御説明いただければと思います。これは項目を限定せず、全体的についてお願いします。

亀山委員長

質問の幅が広がったかと思えますが、どのようにいたしましょうか。

片谷委員

片谷です。方法書の調査のところの最初に現地調査の範囲図というのと調査地点を書き込んだ地図がございます。3 - 11 頁ですが、これを使ってどういう観点でこの地点に設定したのかということの説明をいただきたいのと、それから調査期間を、どのような考え方で設定されたのかと。これは項目によっ

て違うのかもかもしれませんので、場合によってはとりあえず私の担当分野から言いますと、大気について御説明頂ければと思います。

亀山委員長

よろしいですか。お願いします。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント 高島）

それではお答えさせていただきます。大日本コンサルタントの高島と申します。

まず、御質問の大気質に関しましては、この実施区域の中で、集落のある場所、保全対象の最も多くある場所の代表ということで、この四角に書いておりますところ、先程、現地調査で通ってまいりました集落でございますが、そこで気象は1年間の調査をし、大気質に関しましては、四季各1週間の調査を行うことといたしました。これは過去の既存の事例からも、四季1週間の調査でおおむね現状を把握できると考えたためです。それから環境騒音と振動と低周波音に関しましては、同じく保全対象のございます、現況の状況を把握するという意味で集落の中で、これは1日24時間の調査を計画しております。それから、道路交通騒音、振動に関しましては、この地域で最も交通量が多く、将来的にも工事の車両が通過する地点として一般国道152号沿いの箇所です。それから水象に関しましては、図の左下に河川流量と書いてありますが、トンネル区間におきまして河川流量の変化等が生じる可能性のある箇所において、水象の調査を行っております。それから次の日照障害としてありますが、これは将来構造が確定した段階で必要であれば行うということで現状では点線で書いてあります。それから植物相の主要な踏査ルートとして点線で書いてありますが、これは代表の線でございます、この実施区域を調査範囲と考えております。それが、現存植生・植生土壌の調査範囲という、その緑の線の範囲の中で代表のルートを歩くということにしております。それから小型哺乳類のトラップ地点ですが、これらは、大きくは将来トンネル区間になるであろうと想定される区間と、明かり部になるであろうと想定される部分の中から代表点を選んだものでございます。それから次に通常の調査方法では確認がされにくいと考えられます、ヤマネ、モモンガ、それからコウモリ類、カワネズミ類これらについては、その生息適地と考えられる場所でトラップ調査及び巣箱調査等を実施することとしております。それから次に鳥類相ですが、この辺は、ラインセンサスに適した道路というのが、さきほど通ってまいりました道路沿いしかございませんので、それを代表ルートとして選定しております。調査期間を申し上げませんでした、四季調査を行うこととしております。また猛禽類の定点観察位置として黄色の四角で書いてありますが、ご覧になりましたように、ひとつの大きな谷でございますので、谷沿いに眺望点を設定した結果、このような黄色の四角の場所を選んで調査を行うこととしております。また、猛禽類の繁殖期に合わせて毎月の調査を行うこととしております。それから両生類・は虫類につきましては、やはり哺乳類と同様に、代表的なルートを選んで実施しておりますが、この地域で、ヒダサンショウウオ、アカイサンショウウオ等の通常の踏査では確認が困難な種がございますので、これらについてはこの緑の枠内で適地と考えられる箇所を選んで踏査をしております。それから、魚類、水生生物に関しましては、小嵐川を中心としまして全体の中で適地を選定して実施することとしております。昆虫類相に関しましては、先ほどの哺乳類、両生類と同様の踏査ルートを設定しております。昆虫類のベイトトラップ、ライトトラップ、これは、やはり先程の道路の構造のトンネル区間になるであろうと想定される所と、明かり部になるであろうと想定される所にベイトトラップ、ライトトラップの地点を設定しております。それから、昆虫類の中で特に通常の調査では保全対策の検討上難しい面があると考えられるベニ

モンカラスジジミ等については特別に調査をすることとしまして、このエリア内で詳細な調査を、例えば産卵調査等の詳細な調査をすることとしています。同様に陸・淡水産貝類につきましても、この緑のエリア内で適地を選定して実施することといたしております。陸・淡水産貝類につきましては確認しやすい夏を選んでおります。

不十分ではございますが、以上です。

亀山委員長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。ありがとうございました。

それでは大気質について、少し細かくお尋ねしたいと思います。まず今の御説明の中で一点確認させていただきたいんですが、気象の観測は通年なさるということでよろしいんですね。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント 高島）

1年間の連続観測で風向・風速、気温、湿度を測っております。

片谷委員

片谷でございます。ありがとうございます。それで、その観測地点の少し細かい状況を教えていただきたいんですが、この集落の中である程度平坦な、山の中ですから平坦はあまりないのかもしれませんが、あまり周囲に風向等に対して影響を与えそうな急な斜面とかが無いような地点は見つけれられたのでしょうか。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント 高島）

はい、ちょうど集落の一番、先程降りてきていただいたところで、Uターンするような感じで現道に降りる途中の、角のところで、周りにも木がなくて平らな場所がございましたので、そこを選定しております。

片谷委員

片谷です。わかりました。特にここは非常に地形的に複雑で、恐らく周辺の気象観測上も何キ口か離れた場所の気象観測所のデータはほとんど参考にならないような状況ですので、この現地での観測データが唯一信頼できるデータになると予想されますから、是非その気象観測を、適切なデータを探っていただくようお願いいたします。以上です。

亀山委員長

はい、どうぞ。

富樫委員

富樫です。

ちょっと全体に関わるんですけども、長野県の環境影響評価ということで、長野県側のことを問題

にされてますけれども、静岡県側もですね、やっぱり同じようなかたちで環境影響評価がなされるのか、そのへんのところをちょっと教えていただきたいんですけども。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

静岡県側につきましても、平成18年1月31日同日付けで（方法書を）提出しまして、4月上旬に縦覧を終えまして、今のところ意見等は出てきていない状況です。全体的なスケジュールといたしましては、この委員会につきましては若干静岡県側よりも早くなっておりますが、同じようなスケジュールで進むものと考えております。

富樫委員

ありがとうございます。今後、こういう調査方法ですとかですね、そういうことに関して、静岡県側と長野県側で、全くやり方が変わったりですとか、そういう心配はないのでしょうか。その辺の調整というのは何か手だてがあるのでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

先程、御紹介いたしました、基本的には1本の道路で環境影響評価を実施するというスタンスで考えておρισまして、基本的な項目については一緒と考えております。今後、静岡県、長野県双方の委員会での御指導を受けまして、適宜、両方を合わせると申しますか、両方を調整しながら進めさせていただきたいと思ひます。

富樫委員

そうしますと、必要な情報に関しては、例えば“静岡県側でこういうふうなふうに考えている”とかそういった情報提供もこういった場でしていただけるといふことになりますでしょうか。そのへんはいかがでしょうか。

事務局（地球環境チーム 白井）

すいません。事務局の白井ですけれども。

静岡県庁の担当との話では、お互い全然違うことを言っている、1つの道路としておかしいので、それぞれ情報交換をするということでは打合せをしております。ちょっと、どういふ情報交換をするのかというのは、まだ定めてはいないんですけども、出来るだけ共有できるようなかたちで参考というかたちで、これは事業者さんの了解を得てですが、委員の皆様にはお出しする方向で考えたいと思ひます。

富樫委員

是非、そのようにお願いしたいと思ひます。

亀山委員長

それでは、他に。

はい、どうぞ。

中村（寛）委員

農学部の中村です。ちょっと細かいことになるんですが、さきほど説明いただきました、方法書3-11の地図なんですが、昆虫類に関する調査についての分で、まず調査ルート、この茶色の点々の所なんですけども、結構、食草との関連があるので、出てきた昆虫だけではなくて食草まで調査されるかどうかという点。それから、ベイトトラップとライトトラップをされる茶色の のところですが、午前中に行ったトンネルの出口との位置関係はどういうふうになっているのか、それより上の所か、今日見た所でしかけるのかどうかという分が2点目。それとベニモンカラスシジミについては、特にこれ有名ですので、食草からきちっと調査していただきたいなど、これは、要望ですが。それから4点目、ゼフィルス（シジミチョウ科のミドリシジミ類）についてはどこら辺を調査ポイントにされるかなと、そのような4点をお聞きしたいのですが。

亀山委員長

それでは、よろしくをお願いします。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント 高島）

おなじく大日本の高島でございますが、昆虫類に関しまして、まず踏査ルートですが、これは代表のを書いておりますので、改変が想定される範囲については、これは任意に踏査をしておりますので、これはあくまでも代表の線と考えていただきたいと思います。それから、トラップの地点につきましても、実はもっと細かくとってあります。ただ、確実な場所を今日御提示するのは、資料的にもまだ粗いものですから、もう少し、細かい地点を、改変地点を落とさないようにトラップを仕掛けるということには配慮したいと思います。それと、ベニモンカラスシジミについては、このアセスの調査以前から卵に関しまして、分布の調査をしていまして、いずれ保全対策に生きるように考えてございます。これは毎木調査を実施しております。それから最後のゼフィルスに関しましても、ゼフィルスの時期、6月に踏査を実施することにしております。それと最初におっしゃいました、食餌植物の件ですが、食餌植物いろんな種類がございますが、それを面的にプロットするところまでは考えておりませんでした。

大塚委員

植物の大塚です。先ほど中村先生の御質問と関連をさせてお聞きしたいのですが、図の3-2-1の現地調査範囲図を見ておりますが、先程、茶色の点線のルートということで調査を考えているということですが、実際には、ここには道路が一本通っていて、それを主体にしてやっていかれる、あるいは、それに少しずれてということもあろうかと思うんですが、あと、今回トンネルを使ってということで、動植物が影響するのはトンネルの入口、出口ですね、その周辺と、それへの取り付け道路の関係は今回の事業範囲と異なるということですが、今後そういった事も出てくるといまして、特に影響が有るのは、それへの取り付け道路ですとか、実際の延長する部分だと思えます。今回植物相の調査につきましても、緑の範囲よりも広く調査をしていただけるということでもよろしいかと思えますが、この地域、植物についても県の野生動植物保護条例に指定されるような種類ですとか、県版レッドデータブックに載ってくるような種類が非常に多いと考えておりますし、今回お示しいただいた中でも、かなりの種類が入ってきています。今後、その現地調査をしっかりとっていただきながら配慮に向けてお願いしたいと思っております。もうひとつは、ルートです。しっかりと現地調査をお願いしたいと、再度お願いしたいと思っております。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント 高島）

あの、踏査ルートに関しましては、この茶色のルートがオレンジのルートよりも左側に書いてありますように、オレンジのルートが実は今の152号の道路でございまして、それよりも河川沿いを中心として、下に昔の歴史街道といいますか、そういう歩道がございまして、それ沿いにルートを設定しております。これに対して枝のように小さな沢がたくさん入り込んでおりますが、その沢を逃さないように入るといようにルート設定を考えており、ここに示したものはあくまでも代表のルートというふうにお考えいただきたいと思っております。

大塚委員

わかりました、ありがとうございました。

亀山委員長

今回のアセスで見えにくい部分がありますのは、道路の具体的に造られていく路線については、方法書の現段階ではまだ何も書かれていないことです。現地では、だいたいトンネルだろうというので、この辺が抗口だという話をされている訳ですけど、実際にはそれが明示されていない。方法書段階ですので、このあたりで道路を造りますということで準備書段階では、路線ははっきりした形で示される訳です。トンネルの坑口もはっきりする訳ですから、その段階で考えられる調査は、もう少し絞った調査になるというか、保全対策を考えるのに必要な精度で調査をする必要があります。ですから、全域同じような形で調査をするということではなくて、トンネル坑口部分からあかり部の部分で影響が出そうな所を重点的に調査するということになろうかと思えます。その辺の関係が見えにくい中で議論をしているという感じがします。全部一様にやればよいという問題ではなくて、トンネルの所はずっとトンネルなんですから、たぶんあまり影響が無いだろうから、そこを精度高くやるということは保全上それほど意味がないかもしれない。むしろそれよりも、ある程度絞ってきた段階で、この区間については重点的にやりますというような考え方があると思えます。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

今後、この方法書の手続を経まして、今後、準備書作成段階におきましては、先程、委員長がおっしゃったとおり、ルートの位置等が明確になってくることと思えます。現地の調査につきましては、準備書作成に当たりまして、ルートの明確性に受けまして、それに対応した保全対策及び評価を実施していくということで考えてございますので、今回の方法書のような対象事業実施区域全般にわたって同じレベルという表現ではなくて、やはりメリハリのついた形の調査の実施結果になると思われまます。

亀山委員長

そんなふうに進めていくことになろうかと思えます。御理解いただきたいと思えます。その他に、はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。今のお話に関連して是非お願いしたいことがございまして、やはり今回、先程、委員長がおっしゃいましたが、トンネル区間が長いということで、やはり、一番問題になる可能性があ

るのは、トンネルの坑口付近である訳ですが、例えば大気については、やはりそのトンネルの坑口の形状とか、坑口部ではなんらかの換気がなされると思うんですが、その換気的方式であるとか、そういったものによってかなり周辺状況が変わってまいりますので、準備書をお出しいただく段階までに、その辺の設計の少なくとも大枠レベルでは決めていただかないと予測・評価の結果が妥当であるかという判断ができなくなってしまいます。従いまして、そういう設計について出来る限り早い時期に固めていただいて、準備書の段階でこういう設計に対して予測・評価をすることでこうなるという形で御説明いただけるような準備をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、是非、その方向でお願いしたいと思います。

亀山委員長

準備書段階では、かなり煮詰まった形で出していただいて、そこでいろいろなデータの基に予測していただくということによろしいですね。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

おっしゃるとおり、先程申し上げましたとおり、トンネルの坑口の位置ですとか、形状については概略の形を踏まえて予測・評価をさせていただきます。ただし、橋梁の形状、簡単に申しますと鋼橋になるのかコンクリート橋になるのかなどは準備書の段階では決まりませんので、こうした部分につきましては、条件を提示して予測・評価するという形で対応させていただきたいと思います。

富樫委員

富樫です。

ここは、中央構造線が走っているということで非常に有名な訳ですけれども、そういう非常に大きな断層、破碎帯をトンネルで抜くということになると、よく異常出水とか、そういったことがあるのではないかなという心配が出てくるかと思うんですけれども、それに関してはたぶん技術的にもなかなか難しいところもあるかと思いますが、そういった場合にどうするのかというような、何らかの見通しみたいな事、あるいは本当にそういう心配がどの程度考えられるのかというようなことも、多少は盛り込んでいただいた方が、準備書として皆さんの不安を取り除くようなものになるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺を御考慮いただきたいと思います。

亀山委員長

具体的には調査ボーリングをして、ある程度予測をしながらやってくださいという意味なんですか。それとも実際に水が出たらどうするかという話なんですか。

富樫委員

ええ、そういうこともあります。工事の安全性というのは、それはまた工事サイドで検討されていると思いますけれども、出水した場合にその水はどこに流すことになるのかとか、そういうことは河川の水質にも影響していくことになると思いますので、やはり非常に有名な破碎帯であるということで、そういったことに対するなんらかの説明も考慮された方がいいのではないかなというふうに思います。ちょっと御検討いただきたいと思います。

亀山委員長

これまで類似の環境の所で、同じような構造線の近くで、何かやられた例があれば、そこから考えられることがあると思うのですよね。その辺を少し配慮して検討してみてください。具体的に何をということではなくて、そういう事例から考えられることがあれば、考えていただくということではないかと思えます。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい、御指摘いただきました御意見を参考にさせていただきます。今後、予測・評価の方へ反映出来るものは、反映させていきたいと思えます。

亀山委員長

よろしいですか、そんなことで。もう少し具体的な御意見をいただけますか。

富樫委員

非常に難しいとは思いますが、今言われた事例等を参考にして、実際に他の例ではどうなのかと。こういった場合にはこういうことも考えるといったような、全く触れないということではなくてそういうところまで考慮していただきたいというふうに思えます。

亀山委員長

中央構造線の直近のところでのやるわけですから、何か不測のことが起きるといけませんので、あらかじめそういうことを想定しながらやっていただくということだろうと思えます。よろしくお願いたします。

その他、何かございますでしょうか。

小澤委員

小澤でございます。

3 - 1 1の現地調査の範囲を示した図のなかで、河川流量を測定しているところがありますが、水質について、当然、この選定項目の中の水質について「一般的な保全対策で対応する」というような形になっているものですから、この地点での水質の調査というものが入っていないかと思うんですが、トンネル工事の坑口付近からの濁水みたいな、対応が書いてありますけれども、そういう影響が、特にこの小嵐川、比較的河川流量が少なく、影響が出てしまいますと、大きく影響する可能性もあろうかと思えますので、河川の水質という点でも少し取り入れられたらよろしいのではないかと思うのですが。

亀山委員長

それは、今、富樫委員の言われたことと関係してですか。

小澤委員

ただいまの事に関係してということです。

亀山委員長

あそこの河川流量は非常に少ないので、そのような所で出水した時に、濁水が流れ込んだりするといけないので、工事中の濁水の処理などについて十分気を付けてやってくれというような、そういう意味でよろしいですか。

小澤委員

当然、項目として、あらかじめの項目に入れないというのは、その心配がないというような判断が働いてこうなっているのかとも思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

亀山委員長

トンネルの掘削時に出る濁水の処理について、それが河川の水質に与える影響に関してどういうふうを考えているかという、そういうことをおっしゃっている訳ですね。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

御質問の件でございますが、まず、先程おっしゃったとおり、水質関係につきましては、一般的な対策で対応するため、環境要素としては選定しておりません。お手元の方法書の3 - 3頁にその辺ののことが書いてありまして、例えば御指摘のありました、トンネルの工事に関する汚水の流出に対する対策の例と致しまして、濁水処理施設を設置して、SS、pHなどを監視して十分に沈砂中和処理等を行って排水するというところで、影響が少ないと判断しております。

小澤委員

すいません。これはその、影響が少ないから影響評価については実施しないということになるわけですかね。

亀山委員長

そうではなくて、選定項目のことです。

小澤委員

選定項目、今の調査から現況把握もしないということに。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

基本的にはそのとおりです。

小澤委員

そうしますと、先程の話からしまして、ある程度の現況把握を小嵐川でやっておいたほうが、先程の富樫委員からの話の関連致しまして、影響の把握ということにつながると思うので、ある程度、現地調査というのを取り入れてはどうかというふうに思います。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

方法書にはそのように、選定項目の取扱いについて、まとめさせていただいているところでございますが、もちろん工事実施に際しましては、河川の水質等についても監視しながら実施してまいりま

す。また、工事実施以前というのは、調査の範囲として認識しています。

亀山委員長

つまり、ですから、やらないということではなくて、水質を測定しつつ、その影響について対策をするということによろしいんですか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい、そのとおりでございます。

亀山委員長

ということだそうでございますので、よろしいでしょうか。

小澤委員

はい。わかりました。

亀山委員長

その他、なにかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

中村（寛）委員

方法書の3 - 38ページ、生態系の評価についてなんですけれども、この環境影響評価について生態系をどういうふうに評価していくかということ結構難しいところがあると思うんですけど、その指標種、一番下に指標種とありますが、指標種の設定ということで、今どういうふうなものを指標種とされる予定なのかということと、それから、これはマニュアルでは指標種で評価するというかたちですけども、ある意味で、生態系を評価するには生物群集として捉えて、群集が工事の前後でどう変わったかという、そのような手法を取り入れられる予定はあるのかないのか、この2点なんです。

亀山委員長

おわかりいただけましたか。よろしいですか。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

指標種に関しましては、今考えておりますのが2 - 157ページに「地域を特徴づける生態系に係る注目すべき動植物の抽出」（表2 - 2 - 20）というページがございまして、これらの中から抽出していきたいと考えております。それと基本的には生態系の評価で指標種について評価をしていくと考えておりました。群集としての変化につきましては、今後検討させていただきたいところであります。

中村（寛）委員

指標種の部分はそれでいいです。群集の部分、先ほど現地調査に行った時に、例えば橋脚を作って、

そして、それが河川に影響する場合だと、その水生生物は確実に死んでしまうわけです。濁水を流さないために別の通路を造ったら。だから、その前にそこを調査しておいて、その後でまた調査する。そういうふうな方法もあるかと思うんですけども、これは別にマニュアルにはない方法なんですけども、そのようなことも取り入れていただければなと思って発言させていただきました。

亀山委員長

今おっしゃられた事の後の方に関してはですね、2 - 1 5 1 頁にある、表 2 . 2 . 1 7 のような、「自然環境の類型区分と生育・生息が想定される動植物」という捉え方がありますが、これは指標種ではない、やや群集的な考え方だろうと思います。この考え方が割と大事なんじゃないかという御指摘だろうと思いますけれども。

その他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。先ほど事務局からの御説明にありました意見書の件で、私も若干、これは根拠を教えていただきたいというふうに思いますので、動物の中で、魚類の調査時期の件ですね。これ、他の動物種のところを見ますと、調査時期を選定した理由が 1 行程度記載があるんですけども、魚類についてだけその記載がないので、それでこういう意見書が出たものと思いますが。これはやはり明確にさせていただいた方がよろしいかと思います。

亀山委員長

よろしいでしょうか。

おわかりいただけますか。言われたことが。

片谷委員

すいません。意見書の写しは、いってないんですか。

事務局（地球環境チーム 宮尾）

（意見書が）いってます。

亀山委員長

その意見書の写しはありますか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

いただいております。

亀山委員長

その意見書に関して、御意見いただいたのですが…。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

意見書の対応につきましては、今後、長野県さんの中で、知事意見も意見書を踏まえて今後出てくる

と思いますので、その対応として一緒にやらせていただきたいと思います。

片谷委員

...というよりは、片谷です。これは私自身、動物は全く専門外ではありますが、調査時期の設定というのは重要であるという認識は持っておりまして、なぜその魚類だけが...、実は他の水生生物のところも「春・冬」というのがあるんですが、そっちには理由が書いてあるんです。魚類だけが理由を記載されずに「春・冬」とありまして、ページで申しますと3 - 33ページですが、ここだけその理由を記載せずに「春・冬とします」と書いてあるのは若干違和感がありますので、なにかその、記載上、記載しにくい理由があったとか、ということがあれば、そのへんを御説明をいただければと思います。

亀山委員長

では、質問として、御意見ではなくて。“なぜ「春・冬」なんですか”という御質問だということで、お受けいただけますか。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

ご覧いただきましたような溪流と言っているような河川でございまして、春、遡上する魚類が把握できて、冬に、ある一箇所にまとまっている魚種を押さえることで効率良く調査ができること。それからあと、このような上流の河川でございまして、この時期でないと...例えば夏でないと見付からないような魚類...の想定がございせんので、春と冬というようにさせていただいた次第でございませう。

片谷委員

ありがとうございました。そういうことは是非、方法書には記載していただくようお願いしたいと思います。

亀山委員長

今のような御説明だと、冬はあまり魚が動かない時期なので、実は非常に捕まえ難いんですね。それから春の時期がいつ頃なのかにもよるのですが、できれば夏場の調査というのは、稚魚がある程度大きくなった段階で出来ると、どのくらい再生産性があるかということも分かりますので、夏場に調査したデータを取っておかれると魚類はよいだろうと思います。いかがでしょうか。

コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

ひとつ冬の件なんです、冬はやはり、ある“たまり”に魚類が集まっておりまして、電気ショッカーなどで（調査を）やりますと、定性魚が把握しやすいと。この地域ですと、定性魚がわずかにいて、あとアマゴ、イワナというようなことになりますので、冬場のかえって動かない時期の方が効率良く把握出来るということがひとつです。それから、春といいまして、遅い春といいますか、その頃ですと、割と1年目ではない2年目の魚種とかですね、押さえやすいんじゃないかということで設定をいたしました。

亀山委員長

できるだけ夏に近い時期で、当年生の個体と越年した個体がわかるようにして、再生産の構造がどうなっているかがわかるような、調査にされたらよろしいと思います。

はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。一番はじめに話が戻ってしまうんですが、1 - 2ページの事業の内容に書かれています、計画交通量の4300台という数値ですが、もちろん現時点での推定値ということで平成42年の想定ですけども、この平成42年というのはこの道路がどこまで開通している時を想定されているのかを御説明いただけますでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

交通量の御質問でございますが、三遠南信自動車道がつながっている状況での交通量の推計となっております。

片谷委員

すいません、全線開通してまして、第二東名（自動車道）とも接続して、中央道とも接続しているという状況ですか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい、そうです。

片谷委員

わかりました。ありがとうございます。

亀山委員長

景観についてですけれども、3 - 41の部分で、この段階ですと、構造物や、トンネル坑口が明確ではないですから、かなり漠と書かれている状況ですけども、実際に、準備書を作られる段階では、かなり明確な、構造物も形がハッキリしてくるわけですので、そういうものによる眺望の変化をフォトモンタージュでやっていただきたいと思います。そういうふうな読み取り方をしてよろしいのですか。これは。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

そのとおりでございます。3 - 41（ページ）にも書いてございますとおりで、CGですとか、フォトモンタージュ等で予測・評価していきたいと思っております。

亀山委員長

はい。

はい、どうぞ。

小澤委員

小澤でございます。一点ちょっと教えていただきたいことがございまして。この区間と言いますか、こちらのほうでは、道路供用後に冬季の凍結防止剤というものは使用されるものなんでしょうか。この方法書のあたまの方にですね、「ルートによっては凍結して通れない」というような表現があったものですから凍結防止剤を使うところかなとも思ったんですが、トンネルと言いますか新しい道路が比較的低い所を通っていくという話で、まったく想定されないものなのかなあとも思ったりするものですから。ちょっとそこらへんを教えていただきたいと思います。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

凍結防止剤については路面状況等によって使う場合が想定されます。

小澤委員

そうですか。そうしますと、この区間については、トンネル区間が多いので、あまり影響が無いという意味で、その評価と言いますか、あまり環境影響を考慮しなくて良いというふうな判断をすべきなのでしょうか。仮にもっとたくさん使っているというような話になれば、多少の影響というのを考慮すべきかと思うのですが。

亀山委員長

路面の排水の問題がありますね。路面排水が水質に及ぼす影響についてどうするかということでもありますね。もうひとつは、塩を撒いたときに飛散することによる周囲への影響がありますね。その2つについてはどのように考えるかということですね。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

当該道路の区間につきましては、さきほども御説明申し上げましたとおり、ほとんどがトンネルを想定しております。いわゆる明かり部は非常に少ないということで、影響は少ないというふうに考えております。

亀山委員長

その区間を説明するのに、図面が無いから....。

小澤委員

区間的に、この工事区間では、この環境影響評価ということになると今の限定された範囲ではそういうことになろうかと思うのですが、なんと言ったらよろしいのでしょうかねえ...、道路自体としては、やはり影響を評価していくべき対象というふうに認識してよろしいんでしょうか。

亀山委員長

難しいですね、つまり明かり部は非常に少ないから、あまり塩を撒く区間は少ないだろうから、多分、影響は少ないだろうというふうに考えられている。つまり、“あまり考えてない”ということですよ。でもこれから作っていくと、いろいろな部分が出てくるわけですから、全体としてはそういうことを考

えなくてはならないということをおっしゃりたいわけですよね。どうしたらいいのですかね....。

はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。今に関連して確認ですが、今回のこのアセスメントの対象となっている工事区間の端っこというのは、ここで一般道に接続して、当面今回の工事としては、といたしますか、このアセスが終わった後の工事としては、そこで切れており、そこから先の高規格道路は、また別に計画が出来て、別にアセスメントがなされるという理解でよろしいのでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

当該計画につきましては一般道に接続するという事で結構です。

片谷委員

...ということであれば、これ細かい設計はまだですけど、明かり部はほんの数メートルもあるかなというような状況かと思いますので、今回、防止剤の件を入れないというのは、まあ許容範囲だという気もいたします。この先、もっと明かり部の長い区間をまた延長工事を計画される時にはおそらく対象にする必要がでてくるのではないかというふうに思いますが。

亀山委員長

私もそう思いますの。この先、明かり部の長い区間についてはそういった問題も検討範囲に入れるということでもよろしいかと思います。ということで、よろしいですね。

小澤委員

はい。

亀山委員長

ありがとうございました。

亀山委員長

その他なにか、全体についての御意見なり、御質問なりございましたら....。

この事業の全体の計画といたしますか、今後、どのように進んでいくかということについての、おおよそのスケジュールについてわかる範囲で結構でございますが、言っていただくと、ありがたいのですが。よろしく願いいたします。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

工事の実施につきましては、今般方法書を御審議いただいておりますが、その環境影響評価の手続きを終えて引き続き実施したいと思っております。ですから今後の工事工程等につきましては、今後地形調査、地質調査などを、継続して調査を進めていく中で、明確になってくるものと考えております。

亀山委員長

最近、“公共事業はいつまでに完了する”ということ、かなりはっきり言うようになってきましたよね。この段階ではまだ言えないんですか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

今の段階では具体的になっていません。

亀山委員長

はい、どうぞ。

大塚委員

大塚です。今日、現地調査で拝見させていただいて、静岡県側についてはですね。今回の工区に繋がる部分というのが割と見えるんですが、長野県側というと、今日道を来た段階でも、かなり狭い道路ですよ。トンネルから出てきて尾根部を通って道を作るというのですが、そのつながる部分というのがですね、やはり今回の工区とも、それ以後についても、関連性がないと思えないというんですかね、そんなところがあるんですね、なかなか、今回の環境影響評価についても、...ちょっと考えが及ばない部分も確かにあるんですが...、そこら辺のところはちょっと思えないというんですか、静岡県側についてはかなりいい道が近くまで来てましたので、そこに繋がる部分というのがハッキリわかるんですが、長野県側についてはどうしてもよくわからないという。そんなわけで今回の影響評価、トンネル部についてのみといわれましても、なかなか見えてこないというふうにちょっと感じてしまっているんですが、そこらへんのところはいかがなんでしょうか。

亀山委員長

三遠南信自動車道というのは非常にもどかしい道路で、ところどころでやっているのですから、なにか全体が見えないという感じがしますよね。確かに。

大塚委員

それと今回の工事とですね、そこにつながって行く道が、今は全くないような状況かなとは思えるんですけども、そこらへんの部分がちょっと見えてこない...

亀山委員長

そうですね。方法書を作る時に、“この区間だけ”というのではなくて“全体はこういう道路ですよ”というのを示してくれるとよいと思います。皆さんは三遠南信をよくご存じだから、“ここだ”というのはわかると思うのですが、一般の県民に「この区間の6kmのうち長野県内は3kmです」と示されても、それがどのような道路なのか、全体が分かり難いと思いますね。ですから準備書の段階ではもう少しその辺も含めて書いていただくとよいと思いますのでよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

梅崎委員

梅崎です。関連しまして、第1回ですので事業の流れをお聞きしたいんですが、この4ページのとこ

の、この方法書が出てくる前の懇談会での提言ですとか、また、検討会も幾つかやられてますよね。そこでの要望事項ですとか、その段階での検討とか、この方法書に反映されたようなことがありましたら簡単に説明いただくと、流れがだいたいわかるんですが。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

まず、お手元の資料の事業の流れというところでございますが、青崩峠道路の検討会につきましては平成14年度に4回開催されておりまして、その中で地域の方々、有識者の皆様と一緒に検討させていただいたところでございますが。ルートはどこを通した方がいいのかということですか、暫定、早く供用するためにはこのような構造がいいのではないかなど、その整備の方針について提言をいただいたところでございます。そのような御提言を踏まえまして、右側でございます各種委員会などで検討していただきました。また、道路環境影響評価技術検討委員会につきましては、事業者が方法書をまとめるにつかまして当該事業に関する影響評価を進めるにあたっての助言等をいただいております。

梅崎委員

何か具体的な問題点といえますか、重要点といえますか、そういうことは特に無いのでしょうか。今の段階で少し知っておいた方がいいような。例えば生物でも何でもいいですが…。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

青崩峠道路懇談会におきまして、主にここでは4つのルートの候補を提示させていただきました。そのルートの候補の中には、自然環境の観点、例えば希少動植物の観点とか、地質の観点等の検討をしまして、その結果をもとに提言いただいたルート。今回方法書に掲載させていただいたルートでございますが、そこが一番優位であろうと、というような御提言をいただいております、その提言をもとに事業を進めさせていただいているということでございます。

亀山委員長

これはアセスメントをやる時に議論が分かれるところなのですが、今言われた懇談会のようなものをやられていろいろなことを検討した結果、環境の観点から見てもここが一番よいと思って決めたのです、ということもありますし、今度この方法書の段階でもまたいろいろ御意見をいただいて、ここが環境に一番よいということで、今度、具体的な道路の線が準備書としてでてくるわけです。その過程で“ どういうふうな環境の配慮をしてきたか ” ということを書いていただくことは非常に大事だという考え方があります。ただし、あまりそれを書くとならば自画自賛になってしまうということがあるので、ここが悩むところです。ただし“ 環境についていろいろと考えた結果、こういうルートに至った ” ということがあるならば、それはできるだけ明確にしておいていただいた方がよいと思います。ですから、これまでの段階もそうですし、これからの段階でもそうなのですが、“ こういうことについて配慮した結果こういうふうな路線になった ” ということは、むしろ書いていただいた方がよいと思います。“ この道路が出来ていく全体のプロセスの中で、どういう検討がなされてきたか ” ということ、ひとつひとつきちんと書かれておく方が、後々のためによろしいと、つまり環境に対してはこういう考え方を持っていたのだということ、というふうになさった方が皆さんも納得しやすいだろうと思います。この辺は大事なことだと思います。

梅崎委員

今まさにまとめられたとおりです。過程というのはかなり重要なことだと思います。また準備書の内容にも関わることだと思いますので、よろしくお願いします。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

ただいまの意見で、方法書の中では、1 - 1ページの、一番最初のページに「事業の経緯」と書いてございまして、その下の段に、懇談会の検討の内容と提言の内容ですか、記載させていただきまして、例えば、「走行性・安全性・快適性の高いルートとして整備する」ですとか、「すぐれた自然環境や景観に配慮する」ですとか、このような5点の提言をいただいて、それらを踏まえて調査を進め、今回の方法書を提出しております。

亀山委員長

つまり、中身がわからなくて「配慮する」と書かれていても、何が配慮されてどうなったのかわからないのですよね。ですからそれがちゃんと書かれていると、何案か比較したのだったらそういう考え方があったのだとか、ということもあるのでしょうか、そこをもう少し分かりやすく書いていただくとよいですね。

はい、どうぞ。

片谷委員

片谷でございます。肝心なことを質問するのを忘れておりました。今の予測・評価の内容の中には工事用の車両の走行というのが出てこないのですが、要するに今回の対象範囲以外のルートを通して、工事用の車両が、まゝ台数はすぐにはわかりませんが、結構な数、走行するのではないかと予想されます。で、その影響というのについてはこのアセスの中ではどのようにお考えになってらっしゃるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

亀山委員長

建設機械の稼働については、そこにありますよね。

片谷委員

はい。当然トンネル工事ですので、土砂の運搬でありますとか、あるいは重機等の搬入でありますとか、そういうかなり大型車が、台数的にはそう多くないのかもしれませんが、走行することが予想されます。で、近隣の道路は非常に幅の狭いところが多くて、そういう車両の通行によって、例えばその、周辺住民の日常の車の走行に影響があるとか、まゝ無いという結論であれば問題は無いんですけど、どの程度あるのかということは、やはりチェックはしておく必要があるかなというふうに思います。アセス書に具体的に数値等で盛り込むのかどうかということは別としましても、どのように考えていらっしゃるのかについては、確認をさせていただきたいと思います。

亀山委員長

工事用車両の運行は、それぞれのところに書いてはありますね。騒音や振動については、ある程度わかることもあるのですね。例えばトンネルを掘るということであると、トンネルの中で土の処理はできないわけですから全部搬出するわけですね。そうすると断面が決まって延長が決まっていれば、持ち出される土砂の量が決まってくるから、使われるトラックの台数が決まってくる。というふうに考えると、もう少し具体的に考えられないか、ということになるわけですね。

片谷委員

すいません片谷です。特にあの、今回の予測対象の範囲の外も走行しますので、工事用車両の問題に関しては、実は、他の項目とは違って少し広い範囲で考えないと。例えばどこを通ってくるのかという問題ですね。例えば上村ですか、あちらの方との間の道路を通るんですと、途中で非常に狭い所がありまして、実質的な交互通行みたいな所があったりするとかですね、いろいろな周辺への影響というのがあり得る話ですので、それは他の調査項目の予測対象範囲とは別枠で本来検討する必要があることだと思います。特に大気と騒音、振動でしょうか。

亀山委員長

この区間以外のところから、ものの出入りでいうと、ずりの搬出とか、それからコンクリート打つ場合の生コンの搬入だとかということから考えると、ある程度動き回る範囲がわかってくるわけですね。その辺も考えて、それへの影響も考える必要があるという御指摘ですね。

片谷委員

細かい予測・評価はもしかすると必要ないかもしれませんが。例えば同じようなトンネル工事の類似事例で予測・評価をした結果があれば、それを準用するというようなことも可能性はあると思いますが、いずれにしても、なんらかのコメントが無いとアセスのなかではあまりうまくないのではないかと思います。意味の指摘です。

亀山委員長

今回、現地を見て痛感しましたが、狭い道で運搬しなければならないことを考えますと、もう少し地域のことについて考えておく必要がある、ということですね。

梅崎委員

具体的な路線が決まってから、同じようなことを質問しようと思っていたんですが、明かり部に来たときには、先ほどの現地説明では、切り盛りで対処するということでした。方針として“なるべく残土を出さないようにする”とかですね。そういう方針等をハッキリと示した方が良いんじゃないかと思うんですが。そういうことは何か考えられているのでしょうか。

亀山委員長

今回は、もっぱらトンネルで、明かり部は短いので切り盛りは少ないですね。

梅崎委員

その残土を持っていく場所も含めてですね、そういうことになるかと思うんですが。仮置きとか、そ

うということもあるかもしれませんが。なるべく残土置き場の改変とかが無いような方針を立てるとか、そういうところも出てくればいいかと思いますが。

亀山委員長

そうですね。はい。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

工事用道路につきましては、どこを通行するということを想定して、具体的な量等も含めまして予測・評価を実施するという事となると思います。今回ほとんどがトンネルでございますので、基本的には土砂の搬出というかたちになると思われまます。搬出につきましては、その具体的な場所が工事実施時期までなかなか決定しない場合がございます。今後準備書の段階で検討させていただきたいと思います。

亀山委員長

はい。

亀山委員長

今の発言のひとつ前は梅崎委員の御発言でした。御質問に対してはこれでよろしいでしょうか。

梅崎委員

すいません。はい、結構です。

富樫委員

富樫です。トンネルの明かり部のところに地滑り防止区域がかかっているということがもうわかっているわけですが、この説明資料では、此田地滑りですか...の安定計算をすると書いてあるんですが、此田地滑りというのはどの範囲、どれを指しているのかというのが、ちょっとまだハッキリわからないんですけど、実際地形図を見た限りでは、一個に限らず、結構たくさんの地滑り地形が見えるんですけど、一箇所だけという意味なのか、その地滑り地域に対して適切な評価をすると、そういった意味というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

今日の概要の資料の、概要n 3 - 4というところにですね...

亀山委員長

3 - 4...。ページですか。

富樫委員

いえ、今日の、現地でいただいたこの資料の...

環境影響評価の選定項目の中の説明で、地形地質の説明のところに「土地の安定性については、此田地滑りを対象に安定計算等により詳細な予測・評価を行います」ということですが、まあ、これについてただ1箇所の安定性を確かめるというわけではなくて、この地域の土地の安定性を、割と範囲をもってですね評価するというこの意味でよろしいわけでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

地滑り防止区域のお話でございますが、方法書の2 - 54ページおよび2 - 55ページに具体的に図が書いてございまして、ここで地滑り防止区域につきましては、地滑り防止法に基づく地域として2 - 55（ページ）にブルーに点々のある地域（図2 . 1 . 10の「地すべり防止区域」）として考えております。この地域につきましては具体的な安定解析をするということと考えております。

富樫委員

...ですから、この範囲について評価するというところでよろしいんですね。特定ポイントではなくて。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

はい。

亀山委員長

はい、どうぞ。

陸委員

陸と申します。これは確認なんですけれども、触れ合い活動の場のことで、方法書の3 - 42（ページ）のところに触れ合い活動の場の分布の調査の方法や調査地点と書いてありまして、これはこれでよろしいと思いますのでこのまま進めていただきたいと思うんですけれども、例えば3 - 12（ページ）のところに触れ合い活動の場の代表例みたいなもの（図3 . 2 . 2「調査対象とする保全要素」）が出ておりますけれども、例えば兵越峠の綱引きの公園の場所ですとかですね、そういうところが出ていなかったりするので、これは今後調べていって、例えば桜がずいぶんこの辺りきれいですけれども、例えば花見の場所ですとか...今後調べていくと、これはただ参考にちょっと挙がってるというふうに理解してよろしいのですね。

亀山委員長

これは、県境を越えているから載っていないのでしょうか。

陸委員

陸ですけれども、これに必ずしも今載ってなくても、方法書ですので。この3 - 42の手法にのっとってこれから調べていって準備書段階では掲載するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 尾出）

3 - 42の調査方法及び調査地点に沿って調査を進めて今後掲載していく予定としております。

亀山委員長

さきほど、私が言ったことですが、県境を越えて関係しているものがあつたときに、隣の県のもは書いてないですね。県境の線が強すぎて、“静岡県がどうなっていようと構わない”という基本姿勢でものを見なければならぬように辛いところがあります。もう少し周辺も含めて考えられるようなや

り方をした方がよいという気がします。このことは、準備書の段階で考えてみたらよいという気もしています。というのは、道路に関しては横幅は1 kmとってあるのですが、県境の向こう側も1 kmとってあるかという点は何もとってなくてスッパリ切れているわけです。環境を見るという点では、お互いに関係している部分があるのですから、特に関係のありそうなものについては拾い出しておくということがあってもよいという気がします。多分、静岡県側もそういうふうにおっしゃられているのではないかと思います。御配慮いただければと思います。そのようなことでよろしいですか。

その他、特にございませんようでしたらば、質疑をこのへんで終わらせていただきます。議事(2)ですが「その他」について、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局 (地球環境チーム 宮尾)

地球環境チームの宮尾です。「その他」でございませうけれども、各委員のお手元には、前回3月28日の技術委員会について内容確認用の会議録案をお配りしてございますので、また発言内容を御確認をいただきたいと思ひます。

今後、御確認いただきましたら、恐れ入りますが、4月26日水曜日までに事務局あて御連絡をお願いいたします。なお、修正箇所等がございましたら会議録案に修正箇所がわかるように追記等をしていただくか、添付の「会議録案修正指示書」に御記入の上、お知らせくださるようお願いいたします。

必要な修正を行った後、委員長に最終確認をしていただき、確定版をお送りする予定でございませう。

また、次回の会議の日程でございませう。委員の皆様のお予定をメール等であらかじめお聞きした上で、概ね5月の後半を目処に開催に向けた調整をさせていただきたいと思ひておひますので、よろしくおひをいたします。

事務局からは以上でございませう。

亀山委員長

その他、委員の皆様から何か御意見等ございませうでしょうか。

特に御発言がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局 (地球環境チーム 白井)

ありがとうございました。